お住まいの地域を担当する
地域総合支援センターをご利用ください。

≪開所時間≫　月～金曜日の午前８時 55 分～午後５時 40 分
≪休館日≫　土曜・日曜・祝日　年末年始（12 月 29 日～１月３日）

あさぎり・おおくら総合支援センター

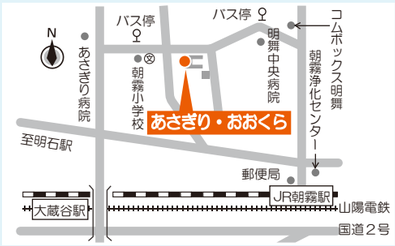

≪担当中学校区≫　朝霧・大蔵
≪所在地≫　旧あかねが丘学園敷地内
（松が丘５丁目７－１）
≪でんわ≫　915-0091
≪ファックス≫　915-0092

きんじょう・きぬがわ総合支援センター

≪担当中学校区≫　錦城・衣川
≪所在地≫　明石市役所北庁舎１階
（旧保健センター）
（相生町２丁目５－15）
≪でんわ≫　915-2631
≪ファックス≫　915-2632

にしあかし総合支援センター

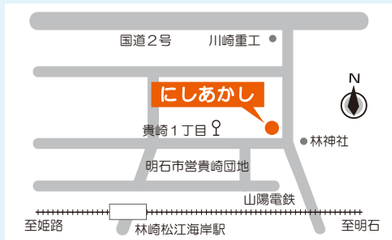

≪担当中学校区≫　望海・野々池
≪所在地≫　総合福祉センター１階
（貴崎１丁目５－13）
≪でんわ≫　924-9113
≪ファックス≫　925-2799

おおくぼ総合支援センター

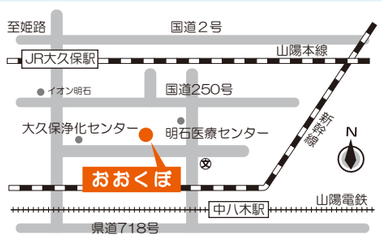

≪担当中学校区≫　大久保・大久保北・
江井島・高丘
≪所在地≫　夜間休日応急診療所２階
（大久保八木 743-33）
≪でんわ≫　934-8986
≪ファックス≫　934-8987

うおずみ総合支援センター

≪担当中学校区≫　魚住東・魚住
≪所在地≫　魚住市民センター２階
（魚住町西岡 500-１）
≪でんわ≫　948-5081
≪ファックス≫　948-5082

ふたみ総合支援センター

≪担当中学校区≫　二見
≪所在地≫　ふれあいプラザあかし西１階
（二見町東二見 1836-１）
≪でんわ≫　945-3170
≪ファックス≫　945-3171

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第７期介護保険事業計画
平成 30 年（2018 年）３月
編集・発行／明石市　高年介護室
高年福祉担当　電話　(078) 918-5166
介護保険担当　電話　(078) 918-5091
〒673-8686　兵庫県明石市中崎１丁目５番１号

概要版

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第７期介護保険事業計画

（平成 30 年（2018 年）度～平成 32 年（2020 年）度の３年間）

地域で支えあい　安心して暮らせるまちづくり
～地域共生社会の実現に向けて～

わが国では、平成 37 年（2025 年）にいわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上（後期高齢者）に、平成 52 年（2040 年）には「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上に到達することとなり、高齢化に伴い介護需要が高まることが見込まれています。介護保険制度の持続可能性を確保し、地域において医療や介護、介護予防、住まいなどのサービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステム（下記の図参照）を実現するために、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みや、医療・介護の連携を推進する必要があります。

本市では、高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援することを目的として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括支援センターの機能を強化した地域総合支援センターを拠点として、地域の実情に応じた包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を図るとともに、高齢者があらゆる世代の住民とともに豊かにいきいきと暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

地域包括ケアシステムのイメージ

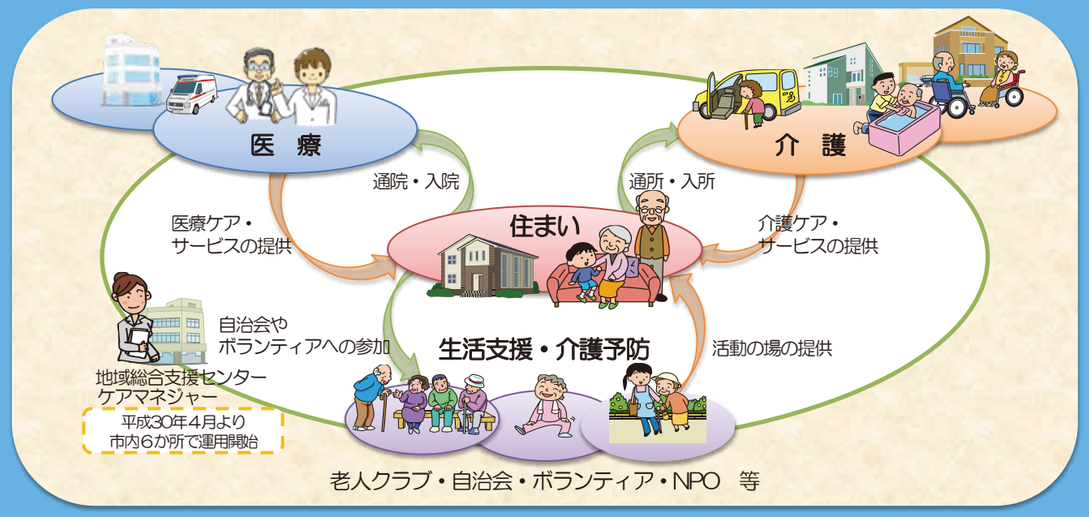

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第７期介護保険事業計画とは

老人福祉法・介護保険法に基づき、高齢者施策を一体的に策定することとされており、明石市の高齢者に関わる福祉施策に関する取組み方針、介護保険事業におけるサービスの見込量やその確保・運営費用に関する計画です。

Ⅰ　介護保険制度の主な改正内容

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、身近な地域において包括的な支援体制を備える地域共生社会の実現を図る。

平成 30 年（2018 年）４月から

1．自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

要介護状態になることの予防や要介護度の重度化防止に向けた施策を策定し、それらについて具体的な設定のもと、各保険者が意欲的に事業に取り組めるよう、新たに「保険者機能強化推進交付金」が創設されます。

2．新たな介護保険施設の創設

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として介護医療院が創設されます。

3．地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく**地域共生社会**の実現に向け、包括的な支援体制づくりに努めるよう規定されました。

また、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられます。

（2）介護保険制度の持続可能性の確保

世代間・世代内の公平性を確保する観点から、給付と負担のバランスを保ちつつ、更なる応能負担とすることで、介護保険制度の持続可能性を高める。

平成 30 年（2018 年）８月から

4．現役並み所得者の利用者負担割合の見直し

合計所得金額が 220 万円以上で、かつ同一世帯の第１号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯の場合 340 万円以上、２人以上世帯の場合 463 万円以上の人について、負担割合が２割から３割に引き上げられます。第１号被保険者の約３％が該当します。

平成 29 年（2017 年）８月から

5．介護納付金における総報酬割の導入

第２号被保険者の保険料はこれまで医療保険者が加入者数に応じて負担してきましたが、医療保険者の負担能力に応じた負担とする観点から、協会けんぽや健保組合などの被用者保険等保険者では介護納付金の負担が加入者の総報酬額に応じたものに変更されます。

Ⅴ　第１号被保険者の介護保険料

第１号被保険者（65 歳以上の方）の介護保険料基準額を現行の月額 5,380 円から月額 5,870 円に改定します。

各段階の介護保険料（年額）は次のとおりです。なお、第１段階については、公費投入による軽減を実施しますので、賦課割合は、0.50 から 0.45 となり、介護保険料（年額）は 31,698 円となります。

保険料段階	対象者			賦課割合	保険料（年額）
第１段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の者			基準額 ×0.50※	35,220 円
第２段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が市民税非課税	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の者	基準額 ×0.63	44,377 円
第３段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が市民税非課税	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 120 万円超の者	基準額 ×0.75	52,830 円
第４段階	本人が市民税非課税	世帯員に市民税課税者がいる	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の者	基準額 ×0.85	59,874 円
第５段階	本人が市民税非課税	世帯員に市民税課税者がいる	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円超の者	基準額 月額 5,870 円	70,440 円
第６段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 60 万円以下の者	基準額 ×1.05	73,962 円
第７段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 60 万円超 120 万円未満の者	基準額 ×1.18	83,119 円
第８段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 120 万円以上 150 万円未満の者	基準額 ×1.22	85,936 円
第９段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 150 万円以上 200 万円未満の者	基準額 ×1.28	90,163 円
第 10 段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の者	基準額 ×1.50	105,660 円
第 11 段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の者	基準額 ×1.54	108,477 円
第 12 段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者	基準額 ×1.77	124,678 円
第 13 段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の者	基準額 ×2.00	140,880 円
第 14 段階	本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が 800 万円以上の者	基準額 ×2.10	147,924 円

※第１段階については、別枠公費投入前の賦課割合を示しています。

Ⅲ　第７期計画の基本的な考え方・施策の推進

基本理念　地域で支えあい　安心して暮らせるまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

認知症など医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送るための体制を整備することや、健康づくりや地域活動を支援する施策を充実することで地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、高齢者だけでなく障害者や子どもを含め、地域の誰もが役割を持ち、お互いに支え合える**地域共生社会**の実現に向けた施策を推進していきます。

基本目標

支援の必要な人に必要な支援が行き届き、高齢者がいきいき活躍できるまち

施策の方向性	基本的な考え方
1 地域ネットワークの充実と社会参加の推進 ・地域包括支援センターの機能強化 ・介護予防と自立支援の推進 ・地域ケア会議の推進 ・在宅医療・介護連携の推進 ・在宅での生活支援 ・高齢者の住まいの安定確保	・誰もが安心して地域で暮らせる「やさしいまち」の実現に向けて、地域包括支援センターの機能を強化した**地域総合支援センター**（８ページ参照）の運用を開始するなど分野横断的に相談支援等を行います。 ・住民運営の通いの場等にリハビリテーション専門職を派遣し、地域での介護予防等の取組みを強化します。 ・要援護高齢者やその人を介護する人が地域で生活を続けていけるよう、高齢者の住環境の整備や、本人や介護にあたる家族の介護負担を軽減できるような支援を行います。
2 認知症高齢者や家族への支援の充実 ・予防・早期発見の推進 ・医療・介護体制の充実 ・地域支援体制の充実 ・見守り・生活支援、家族支援の充実 ・若年性認知症施策の推進 ・地域・官民が連携した支援 ・介護施設の整備	・認知症は、早期発見、早期対応することで、進行を遅らせたり、症状を軽くすることが可能になると言われており、予防・早期発見の推進に取組みます。 ・認知症の状況に応じて適切な医療や介護サービスにつなげていけるよう、医療と介護が連携して取組みます。 ・認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守れる体制づくりに取組みます。 ・認知症の人の居場所づくりや安全対策、見守り体制の充実に取組むとともに、介護している家族等の身体的・精神的負担の軽減につながるよう支援します。
3 権利擁護の取組みの充実 ・成年後見制度の普及促進 ・高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応	・明石市後見支援センターをはじめとする関係機関と連携し、認知症等で判断能力が低下しても、その人らしい生活を送れるよう積極的に支援します。 ・家庭内や施設内における高齢者への虐待防止に向けて、行政や関係機関、市民による一体的な取組み体制を推進し、早期発見・早期対応に向けた施策の展開に努めます。
4 災害時要配慮者支援の推進 ・災害に備えた高齢者に対する支援体制の推進	・高齢者や障害者といった災害時に配慮が必要な人に対し、地域における支援体制の整備を促進するため、平常時からの対策として、災害時に支援の必要な高齢者の所在地等の情報を把握するための避難行動要支援者台帳を作成し、緊急事態発生時に地域で要支援者の安否確認や避難の支援ができる体制の整備を推進します。
5 介護保険サービスの充実 ・在宅サービスの促進 ・施設サービスの充実 ・介護保険サービスの質の向上 ・介護保険サービスの適正利用の促進 ・介護人材の確保	・介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの充実を図ります。 ・利用者が安心・安全に介護サービスを利用できるよう、介護保険事業者等へ適切な指導を行い、介護保険サービスの質の向上やより良い制度運営を目指します。
6 高齢者の活躍できる場の充実 ・生きがいづくりと社会参画の推進	・高齢者が地域社会の一員としてつながりをもち、経験や知識を活かして地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりを進めます。
7 健康づくりの推進 ・健康づくりの推進	・各種関係団体と連携しながら、地域住民との協働により、身近に取組める健康づくりが実践できる活動を展開します。 ・健康づくりの取組みを推進するため、健診受診に関する出前講座や健康ソムリエとの協働による健診受診啓発活動を実施します。また、かかりつけ医を持つことの重要性の啓発に努めます。
8 地域づくりの支援 ・生活支援体制整備の推進 ・見守り体制の充実	・地域資源の開発やネットワークの構築、地域住民のニーズと取組みのマッチングを実施するなど、地域における一体的な生活支援等の提供体制の整備を推進します。 ・民生児童委員、高年クラブ、ボランティアをはじめ、市社会福祉協議会、医療機関など、高齢者を取り巻く地域組織等と密接な連携のもと、地域における見守り体制の確立を目指します。

Ⅳ　介護保険事業等の今後の見込み

（1）介護保険施設及び居住系サービス等における整備計画

介護保険施設等の整備状況や、国や兵庫県の介護保険施設等の整備方針を踏まえ、本市における平成37年（2025年）度までの介護保険施設及び居住系サービス等の整備計画を立てました。

（各年度末）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設（特養）	1,120床	1,120床	1,120床	1,120床	1,120床
地域密着型介護老人福祉施設（特養）	87床	87床	145床	203床	435床
介護老人保健施設	619床	619床	619床	619床	619床
介護療養型医療施設	44床	32床	32床	32床	
認知症対応型共同生活介護	327床	327床	345床	363床	453床
特定施設入居者生活介護（混合型）	444床	444床	524床	574床	777床
小規模多機能型居宅介護	15か所	15か所	16か所	17か所	25か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3か所	3か所	4か所	5か所	9か所
看護小規模多機能型居宅介護	1か所	3か所	4か所	5か所	9か所

※介護療養型医療施設については、平成35年（2023年）度までの設置期限となっています。

（2）第７期計画期間における総事業費見込額

第７期計画期間における総事業費見込額（約709億円）に、介護保険事業の財源構成、調整交付金交付割合などを勘案して算出すると、３年間の保険料収納必要額は約169億円と見込まれます。

（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合　計
総事業費見込額	22,533,136	23,652,398	24,753,223	70,938,757
標準給付費見込額　（財政的影響額勘案後）	20,612,147	21,659,284	22,693,145	64,964,576
介護給付費	18,454,634	19,183,392	19,887,040	57,525,066
予防給付費	873,097	906,105	935,084	2,714,286
特定入所者介護サービス費等給付額 等	1,296,335	1,347,418	1,390,780	4,034,533
地域支援事業費見込額	1,889,539	1,961,664	2,028,628	5,879,831
市町村特別給付費等見込額	31,450	31,450	31,450	94,350

※標準給付費見込額については、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、消費税等の見直しを勘案した影響額、処遇改善に伴う介護報酬改定に係る財政影響額をそれぞれ勘案しているため、介護給付費、予防給付費、特定入所者介護サービス費等給付額等の合計額とは一致しません。
※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

Ⅱ　介護保険事業の被保険者の状況

（1）第１号被保険者数の推計

住民基本台帳人口を基礎データとして、明石市の第１号被保険者数を推計すると、平成37年（2025年）度には79,484人、人口に占める第１号被保険者数の比率は26.3%になると予測しています。また、前期高齢者（65歳から74歳）と後期高齢者（75歳以上）を比較すると、平成30年（2018年）度までは前期高齢者が多くなっていますが、平成31年（2019年）度からは後期高齢者が前期高齢者を上回り、平成37年(2025年)度には、その差がさらに拡大すると予測しています。

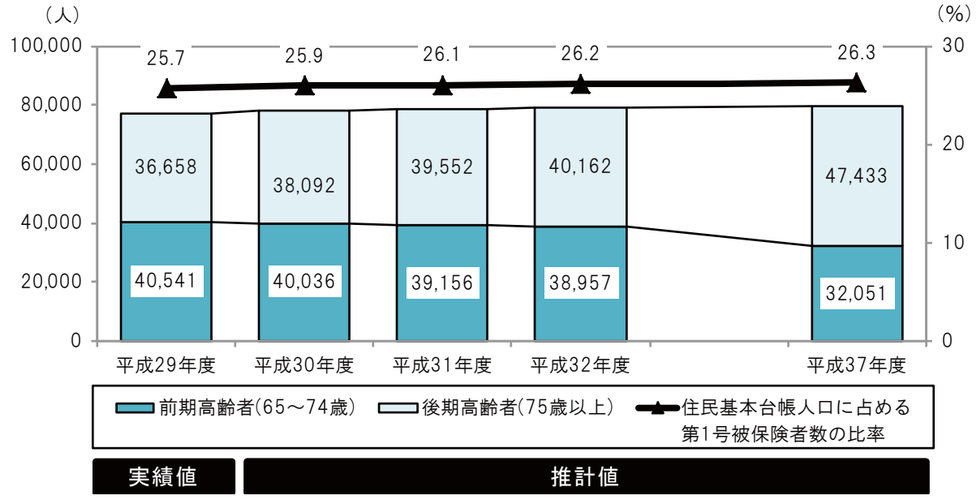

※各年度９月末現在

（2）要支援・要介護認定者数の推計

認定者数は、高齢者数の増加に伴い、一貫して増加すると予測しています。

平成29年（2017年）度の認定者数は14,061人ですが、平成31年（2019年）度には15,000人を超え、平成37年（2025年）度には17,707人になると予測しています。

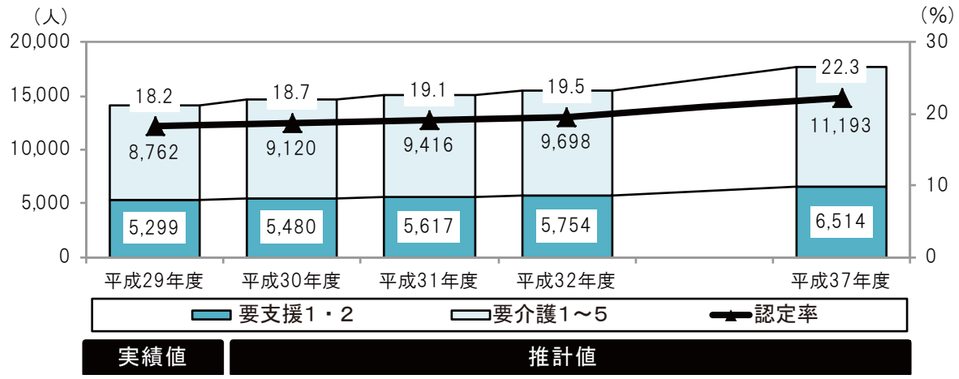

※各年度９月末現在